



2019年2月22日

各 位

会 社 名 株式会社第四北越フィナンシャルグループ
代 表 者 名 代表取締役社長 並木 富士雄
(コード番号：7327 東証第一部)
問 合 せ 先 経営企画部長 柴田 憲
電 話 番 号 (025) 224-7111 (大代表)

「指名・報酬委員会」の設置に関するお知らせ

当社は、2019年2月22日開催の取締役会において、コーポレートガバナンスの高度化を図るため、取締役会の諮問機関として、任意の「指名・報酬委員会」を設置することを決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 設置の目的

指名・報酬委員会は、取締役会の諮問機関として、取締役の選解任や報酬に関する重要な事項の検討にあたり、社外取締役の適切な関与や助言を得る機会を確保し、公正性・透明性・客観性を強化することで、コーポレートガバナンスの高度化を図ることを目的としております。

2. 指名・報酬委員会の設置内容（開示日現在）

項 目	内 容
構 成（ 委 員 ）	委員6名（代表取締役2名、社外取締役（監査等委員）4名）
委 員 長	代表取締役社長
主 な 審 議 事 項	(1) 当社の取締役の選任および解任に関する事項 (2) 当社の代表取締役の選定および解職に関する事項 (3) 当社の役付取締役の選定および解職に関する事項 (4) 当社の取締役（監査等委員を除く）の報酬等に関する事項 （報酬限度額および個人別の報酬額） (5) 当社の取締役（監査等委員）の報酬等に関する事項（個人別の報酬額の配分に関する事項は含まない） (6) 当社の後継者計画に関する事項 (7) その他取締役会から諮問を受けた事項

3. 設置日

2019年2月22日（金）

以 上